

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	出産育児一時金の支給	
根 拠 法 令	徳島市国民健康保険条例	
根 拠 条 項	第5条の2第1項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	<p>○徳島市国民健康保険条例 (出産育児一時金) 第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第7条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>○徳島市国民健康保険条例施行規則 (出産育児一時金の申請) 第20条 条例第5条の2の規定により出産育児一時金の支給を受けようとするときは、出産育児一時金支給申請書により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請の際には、次に掲げる書類を提示し、又は添付しなければならない。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年12月11日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 30日 (休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年12月11日最終変更)

審査基準

基準

- (1) 資格確認書類（資格確認書その他の被保険者であることを証する書類をいう。以下同じ。）
- (2) 医師若しくは助産師の証明書又は母子手帳
- (3) その他市長が必要と認める書類

《直接支払制度》

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱による

- 出産育児一時金を医療機関へ支給
国保世帯主が医療機関との間で、出産育児一時金の支給申請及び受取に係る代理契約を締結することで、出産育児一時金の額を限度として、医療機関が世帯主に代わって出産育児一時金の支給申請及び受取を直接保険者で行うことができる。
- 差額の支給
保険者は、医療機関から請求された代理受取額が出産育児一時金として支給すべき額未満の場合、これらの額と代理受取額の差額を、世帯主からの申請により支給する。